

令和 8 年 2 月 1 2 日 開 会

第 7 8 7 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

議 案 等 関 係 書 類

< 目 次 >

- 議案第1号 令和8年度むつ市教育予算案（教育部長）
- 議案第2号 むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（総務課）
- 議案第3号 むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則（総務課）

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 令和7年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（総務課）
- 報告第2号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（分収造林伐採及び搬出路作設）について（生涯学習課）
- 報告第3号 （仮称）むつ市立学びの多様化学校の校名募集について（学校教育課）

< その他 >

議案第 1 号

令和 8 年度むつ市教育予算案

令和 8 年度むつ市一般会計予算案について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 1 2 日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

令和8年度むつ市教育予算案

1 概要

令和8年度の教育費予算は、4,761,163千円で、一般会計歳出予算40,500,000千円のうち、11.76%となっています。

また、教育費予算の前年比は、3.4%の増となっております。

令和8年度教育予算における主な事業は次のとおりです。

(参考) 前年度比較

区分	一般会計予算	教育費予算	教育費の割合
令和8年度	40,500,000 千円	4,761,163 千円	11.76 %
令和7年度	40,917,000 千円	4,606,024 千円	11.26 %
前年比	△417,000 千円	155,139 千円	0.50 %

2 主な新規事業等

◇総務課関係

① 教職員働き方改革関連事業 22,790千円

本事業において、小中学校の玄関に、カメラ付きインターホン及びオートロックの設置(約735万円)を行います。

令和8年度は、小学校・中学校併せて7校へ設置します。

② 小中学校設備等維持修繕・除去事業 15,991千円

本事業において、小学校では校内のワックス塗布、中学校では体育館のワックス塗布(併せて約849万円)を実施します。

③ 小学校整備事業 8,668千円

児童の心身の成長と社会性を育む教育環境の整備のため、小学校の遊具(ブランコ)を更新します。

令和8年度は、2校(大畑小学校、川内小学校)の遊具更新を行います。

- ④ 小中学校G I G Aスクール端末等整備事業 87,967千円
- ⑤ 小中学校G I G Aスクールネットワーク機器更新事業 47,806千円
- 令和2年度の「G I G Aスクール構想（第1期）」により整備した1人1台端末が更新時期を迎えることから、更新計画に基づき、端末および端末で利用するソフトウェアや周辺機器等の更新を行います。

なお、更新後の旧端末については、一部を予備機等で再利用するほか、その他については情報漏洩対策を徹底したうえで、適切な再資源化を図ります。

- ⑥ 小中学校環境整備事業 14,871千円

児童生徒の学習環境及び災害時の避難環境を改善するため、市内小中学校のトイレの洋式化を図ります。

令和8年度は、小学校2校（関根小学校、川内小学校）、中学校2校（大湊中学校、川内中学校）の改修工事に係る設計業務を行います。

なお、令和8年度への繰越事業として令和7年度補正予算に計上する事業として、小学校2校（第三田名部小学校、大湊小学校）、中学校1校（大畑中学校）のトイレ洋式化工事を行います。

◇生涯学習課関係

- ① 文化振興補助金及び交付金 2,754千円

本事業において、市指定有形文化財「一ノ谷屋島合戦図屏風」の所有者に対し、修復に要する経費への支援（約267万円）を行います。

- ② 伝統行事及び民俗芸能継承育成事業 1,500千円

むつ市に伝わる伝統行事及び民俗芸能（以下「伝統行事等」という。）が将来にわたって発展し、後世に貴重な文化遺産として継承されることを目指し、民俗芸能団体及び町内会等が、伝統行事等の実施、担い手の育成及び誰もが伝統行事等の体験をとおしてその魅力を感じることができる事業等に要する費用を支援（補助金として1団体5万円を上限とし30団体を想定）することで、伝統行事等を通じた郷土愛の醸成を図ります。

③ 重要文化財旧大湊水源地水道施設公開活用事業 394千円

今後の公開活用を検討するため、専門家を交えた検討委員会を新たに設置し、公開活用計画の策定を目指します。

④ 旧大湊水源地水道施設安全対策等整備事業 4,606千円

倒木等で重要文化財建造物に影響を及ぼす恐れのある木の伐採を行います。

⑤ 下北自然の家管理費 3,241千円

建物の利活用についての検討を継続するため、電気及び水道の契約を継続し建物の維持を図ります。

また、施設廃止に伴う産業廃棄物の処理を行います。

◇学校教育課関係

① 弘前大学教育学部との連携推進事業 31千円

関根小学校をパイロット校とし、弘前大学、海洋研究開発機構と連携を図り、むつ市版海洋STEAM教育の確立と推進を図ります。

② 児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業 2,732千円

これまでの職業体験に要する交通費の支援から、キャリア教育講演会に要する経費への支援へシフトし、児童生徒が高い志を持ち夢を育むきっかけづくりを支援します。

なお、中学生への英語検定受験料補助は継続します。

③ 学びの多様化学校設置事業 9,763千円

「学びの多様化学校」の令和9年4月開校に向け、むつ市学びの多様化学校設置検討委員会を開催し、専門的知見を得ながら運営等について検討を行います。

また、「学びの多様化学校」として必要な備品を整備します。

なお、整備事業費は、令和8年度への繰越事業として令和7年度補正予算に計上する予定であり、設計業務委託、工事監理業務委託及び整備工事（建築、電気設備、機械設備）を行います。

④ 小学生自然体験学習推進事業 3, 337千円

市内小学校が実施する宿泊体験学習及び自然体験学習に対し、移動に係る交通費への支援を行います。

⑤ ジュニア大使派遣事業 11, 881千円

むつ市ジュニア大使10名を、姉妹都市であるポートエンジェルス市へ派遣します。

⑥ スクールコーディネーター配置事業 5, 051千円

社会環境が多様化・複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な要求など、学校だけでは解決が難しい事案に対応するため、教育委員会内に新たにスクールコーディネーターを配置し直接相談を受け付けるとともに、必要に応じ両者から事情を聴取し、専門家の意見も聞きながら事案の解決策を整理・提示します。

⑦ むつ市教育支援センター移転事業 145, 105千円

令和8年度中に現教育研修センターを旧田名部カトリック幼稚園に移転するための施設改修工事を行います。

同センターの移転により、利用者がより安心・安全な環境を整えるとともに、不登校児童生徒及びその保護者の支援の更なる充実を図ります。

◇地域クラブ企画推進課関係

① 地域文化・スポーツクラブ推進事業 152, 106千円

「むつ市地域文化・スポーツクラブ（愛称：むつ☆かつ）」の運営を支援するための負担金を支出しています。

令和8年度以降は、こどもからご年配の方までが参加できる総合型の地域文化・スポーツクラブ（仮称）の設立に向けて取り組みます。

◇各公民館、図書館関係

① 川内地区公民館設備整備事業 2, 185千円

令和8年度は、宿野部地区公民館の屋根改修工事を実施します。

② 大畑地区公民館改修事業 4, 585千円

令和8年度は、孫次郎間地区公民館改修工事（屋根、土台部ほか）のための実施設計業務を委託します。

◇防災食育センター関係

① 防災食育センター管理費 321, 410千円

② 会計年度任用職員（栄養士）の配置 5, 832千円

学校給食衛生管理基準に則り、安心・安全な給食を提供します。

なお、むつ市教育福祉振興会への令和8年度の学校給食調理等委託料は215, 252千円となっております。

また、アレルギー対応給食を提供するため、引き続き、会計年度任用職員の栄養士を配置します。

<参考> 廃止事業 ※括弧内は令和7年度予算額

① 小・中学校冷房設備整備事業 (254, 000千円)

事業完了により廃止する。

② 音楽によるまちづくり事業 (2, 000千円)

令和8年度は、事業発表の場としていた克雪ドームでのむつグラマラスフェスティバルの開催予定がないこと等、総合的に判断し事業を廃止する。

③ 重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業 (49, 633千円)

修復事業完了により廃止する。

④ むつ市こども議会 (63千円)

準備に要する学校負担が大きいこと、令和7年度からむつ市議会のインターネット配信が開始されており一般質問に限らず視聴が可能であること等、総合的に判断し廃止する。

なお、中学生の主権者教育については、市長が実施している「ふらっと」を活用するなど、より多くの児童生徒がむつ市のまちづくりに関わる機会を設けられるよう各学校と連携した取組を図る。

⑤ 新聞を活用した学習への支援事業 （1, 404千円）

各学校では、タブレットパソコンを活用し、インターネットニュース等から必要な情報を得て学習に取り組んでいる実情を踏まえ、事業を廃止する。

⑥ 中学生海外派遣事業 （6, 334千円）

令和8年度はジュニア大使派遣事業を実施するため、高雄市立陽明國民中学への派遣事業は廃止する。

議案第2号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、地方公共団体情報システムの標準化により、市民生活部市民課において入学通知書及び転入学通知書の発出ができなくなるため所要の条文整理をするためのものである。

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

令和 8 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（補助執行）

第 2 条 公の施設に係る指定管理者の選定事務に関する事務は、財務部施設経営課の職員に補助執行させる。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 2 4 日から施行する。

議案第3号

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則について

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、むつ市議会第266回定例会において、令和8年4月1日から奥内小学校を第三田名部小学校へ統合することに関する議案が可決した事に伴い、別表中奥内小学校に関する部分を第三田名部小学校に統合するとともに、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の様式変更を行うほか、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則（昭和 4 6 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

田名部中学区	第二田名部小学区	小川町一・二丁目、岩菜、長坂、金谷一・二丁目、松山町、緑ヶ丘、十二林、美里町、中央一丁目、海老川町、緑町、下北町
	苫生小学区	新町、苫生町一丁目、苫生町二丁目、昭和町、仲町、若松町、港町、金曲一丁目
	第三田名部小学区	南町、赤川町、松原町、南赤川町、金曲二丁目・三丁目、大曲一・二・三丁目
近川中学区	奥内小学区	一里小屋、大室平、金谷沢、神山、今泉、二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓

を

田名部中学区	第二田名部小学区	小川町一・二丁目、岩菜、長坂、金谷一・二丁目、松山町、緑ヶ丘、十二林、美里町、中央一丁目、海老川町、緑町、下北町
	苫生小学区	新町、苫生町一丁目、苫生町二丁目、昭和町、仲町、若松町、港町、金曲一丁目
	第三田名部小学区	南町、赤川町、松原町、南赤川町、金曲二丁目・三丁目、大曲一・二・三丁目、一里小屋、大室平、金谷沢、神山、今泉、二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓
近川中学区		一里小屋、大室平、金谷沢、神山、今泉、二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓

に

改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(その1)(第4条関係)

年 月 日

保護者

様

むつ市教育委員会教育長



入 学 通 知 書

下記の者は、本年4月1日をもって(小学校又は中学校)へ就学する始期に達しましたので、入学式にこの通知書を持参して指定学校へ入学してください。

なお、入学式には、保護者が同伴してくださるようお願いします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

(注)

- 1 病気その他の理由で就学できないときは、医師の診断書と印鑑を持参して就学猶予又は免除申立てをしてください。
- 2 指定入学校の変更を希望するときは、保護者が申立てをしてください(学校教育法施行令第8条)。
- 3 通知書の住所その他の記載事項に異動又は疑問のあったときは、必ず届けてください。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 2 4 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

報告第1号

令和7年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について

令和8年1月28日、市内小中学校及び庁内各所属長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰の表彰基準に基づき、市内小・中学校の児童生徒のうち、他の模範となる行為をした者に対して表彰状を、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を授与。

●令和7年度受賞者（詳細は参考資料をご確認ください）

表彰状 1名

感謝状 5名

●令和7年度表彰式

令和8年2月16日（月） 午後4時30分から

むつ市役所本庁舎大会議室A

報告第2号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(分収造林伐採及び搬出路作設)について

令和7年7月10日付、7下北管第359号により下北森林管理署長から提出された現状変更の協議書について、文化庁長官より同意する旨の通知があったため、教育委員会としての所見も添えつつ、下北森林管理署長宛に伝達した。

1 文化庁同意内容

天然記念物指定区域内における立木公売に伴う分収造林地の皆伐、及び伐木搬出路作設のための支障木伐採、土地造成

2 伐採規模

- ・伐採予定面積 計79,330㎡(うち搬出路3,630㎡)
- ・伐採予定本数 計7,140本(うち搬出路329本)

3 教育委員会の所見

天然記念物に大きな影響を与える計画であるため、計画が進行することに対して非常に憂慮している。

4 協議書進達後の経緯

文化庁が天然記念物指定当時の書類を精査したところ、林野庁が指定に同意する条件として、基本的に森林施業に制約を受けないことが明記されていたことが判明した。そのため、文化庁としては現在の計画に対し、同意せざるを得ないと判断したと思われる。一方、教育委員会としては、天然記念物に大きな影響を及ぼす計画と認識し、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会へ意見照会を行った。その結果、同様の認識で計画に反対する旨の回答を得た。

5 教育委員会として所見を添付した理由

文化庁は、指定当時の条件により今回同意したが、指定された昭和45年から50年以上が経過し、当時とはサルを巡る周辺環境や、自然保護の考え方等が大きく変化している。その中で、サルの影響を多分に受けている地元の教育委員会として、現状に即して計画を評価すべきであり、権限は無いものの、文化庁とは異なる旨の意見表明を行うべきと判断した。

報告第3号

(仮称) むつ市立学びの多様化学校の校名募集について

(仮称) むつ市立学びの多様化学校の校名について、次のとおり公募することとしたので報告いたします。

1 募集内容

- (1) 学校名 むつ市立〇〇〇小学校・〇〇〇中学校の〇〇〇の部分
- (2) 通称(愛称)
- (3) 学校名および通称に込めた思いや理由

2 募集方法

オンラインフォーム(市公式HP、SNS等)または書面(学校教育課窓口)

3 スケジュール

- 2月 教育委員会会議へ報告提出、本事業説明
- 3月上旬 市民への周知(定例記者会見、市SNS、HP等)
- 3月上旬～4月30日 校名案の公募期間
- 3～4月 ヒアリング(センター通室生等、保護者、奥内地区住民)
- 5月中旬 設置検討委員会への報告・検討
- 6月下旬 教育委員会会議にて校名案の審議・決定
- 7月上旬 校名案決定(定例記者会見等)
- 12月 学校設置条例の改正